

不動産取得税の用途非課税について（社会福祉事業関係）

◆第1種社会福祉事業

非課税が適用される取得者	社会福祉法第2条第2項（抜粋）	
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	1号	生計困難者に対して助葬を行う事業
	6号	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業
	7号	授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

◆第2種社会福祉事業

非課税が適用される取得者	社会福祉法第2条第3項（抜粋）	
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	1号	生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合等、医療法人、当該事業を <u>経営する者又は経営することが確実と見込まれる者</u>	2号	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
同上	2号の3	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に規定する養子縁組あっせん事業
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	3号	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合等、医療法人	4号	老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合等、医療法人、 <u>当該事業を営業者又は営業者が</u> 確実と見込まれる者	4号の2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター
上記の取得者（ただし、健康保険組合等、 <u>当該事業を営業者又は営業者が</u> 確実と見込まれる者は除く）		福祉ホームを営業者
国家公安委員会の指定を受けた社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	5号	盲導犬訓練施設を営業者
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、医療法人、 <u>当該事業を営業者又は営業者が</u> 確実と見込まれる者		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業
上記の取得者（ただし、健康保険組合等、 <u>当該事業を営業者又は営業者が</u> 確実と見込まれる者は除く）		身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を営業者
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合等、医療法人、 <u>当該事業を営業者又は営業者が</u> 確実と見込まれる者	6号	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	8号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、 <u>当該事業を営業者又は営業者が</u> 確実と見込まれる者、当該事業の営業者について一定の期日までに届け出た宗教法人	9号	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、医療法人</p>	<p>10号</p>	<p>生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p>
<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会</p>	<p>11号</p>	<p>隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）</p>
<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合等、医療法人、<u>当該事業を</u> <u>経営する者又は経営することが</u> <u>確実と見込まれる者</u></p>	<p>12号</p>	<p>福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）</p>
<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会</p>	<p>13号</p>	<p>上記各事業に関する連絡又は助成を行う事業</p>